

公益社団法人日本口腔インプラント学会 代議員及び役員定年規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の代議員及び役員の定年については、本規程による。

(定年)

第2条 本会代議員及び役員（理事）の定年は、満70歳とする。なお、任期中に満70歳となる者は、代議員及び役員（理事）となれない。

2 役員（監事）の定年は、満75歳とする。なお、任期中に満75歳となる者は、役員（監事）となれない。

(補則)

第3条 この規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

(附則)

1. この規程は、平成23年9月16日に制定し、同日から施行する。
2. この規程は、平成27年12月6日に一部改正し、同日から施行する。
3. この規程は、令和4年3月27日に一部改正し、同日から施行する。
4. この規程は、令和7年5月31日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会

代議員及び役員定年規程 内規

1. 改選年の4月1日に満68歳に達している者は代議員及び役員（監事）に選出できない。
2. 改選年の4月1日に満73歳に達している者は、役員（監事）に選出できない。

(附則)

1. この内規は、平成23年9月16日に制定し、同日から施行する。
2. この内規は、平成27年3月15日に一部改正し、同日から施行する。
3. この内規は、令和7年5月31日に一部改正し、同日から施行する。